

令和7年 3月 定例農業委員会会議議事録

芝 山 町 農 業 委 員 会

【令和7年3月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和7年3月5日（水） 午後3時30分～

会 場 芝山町役場 南庁舎1階 研修室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城	英 明	4 番	大 木	正 勝
5 番	堀 越	幸 一	6 番	吉 河	一 男
7 番	川 口	弘 子	8 番	鈴 木	好 子
9 番	堀 越	敏 幸	10番	小 川	勝 雄
11番	鈴 木	英 範	12番	大 木	明 男
13番	岩 澤	勝 敏			

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井	明	15番	渡 邊	美 基
16番	土 井	正 裕	17番	土 屋	範 雄
18番	内 山	祐 一	19番	松 本	幸 雄
20番	萩 原	典 幸			

欠席委員

議 長

会 長	伊 藤	正 明	会長職務代理者	松 本	光 芳
-----	-----	-----	---------	-----	-----

事務局

局 長	金 親	俊 哉	次 長	堀 越	充
-----	-----	-----	-----	-----	---

局 長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、3月農業委員会定例総会を開催させていただきます。

それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長 ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年3月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。(午後3時30分)

議 長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ない

ます。4番 大木 正勝 委員、5番 堀越 幸一 委員。両名を指名いたします。

議 長

それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第4条の規定による転用に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第1号です。

資料1をご覧ください。

本件は、農地法第4条による転用の申請です。

始めに、資料1の1について説明します。

本件は農地法第4条の申請となりますので、申請者は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、農機具倉庫・車庫・農業用資材置場用地のためです。

転用の時期は、令和7年4月1日から令和7

年5月31日までです。

次に5について説明します。

所要額・資金は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農地の広がりがある10ha以上の規模の一団の農地であることから「第1種農地」と判断出来ると思われます。なお、第1種農地の例外規定で、「農業用施設」は例外的に許可できることとなっております。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われる、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長

議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 1 号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 1 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更承認に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 2 号です。

資料 2 をご覧ください。

本件は、農地法第 4 条の規定による許可後の
計画変更承認による申請です。

申請者は、資料に記載のとおりです。

資料 1 の 1 の変更理由ですが、遺跡が発掘され、調査に時間を要するためです。

次に 4 の工事期間について説明します。

こちらは一部修正がございます。当初計画及び変更後の計画いずれも着工予定日を「令和 6 年 1 1 月 1 日」に修正願います。

今回の変更は、令和 7 年 3 月 3 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで 2 カ月間の工事期間の延長の申請となります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、先程説明した変更理由が当初計画書の故意又は重大な過失によるものではなく、やむを得ない事情であると判断でき、審査要件の全てを満たしていることから許可できるものと思われます。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第 2 号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いいたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 2 号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 2 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第 3 号です。

資料 3 をご覧ください。

本件は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。

始めに、資料 3 の 1 について説明します。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。

申請の理由は、資材置場のためです。

転用時期は、許可後から令和 7 年 5 月 3 1 日です。

次に 5 について説明します。

成田空港の代替地関係のため非公開とさせていただきます。

次に6番について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は、売買関係となります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため「第2種農地」と判断出来ると思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われる、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長

議案第3号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
 (質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決します。
 原案に賛成の委員の挙手を求めます。
 (賛成全員)

議 長 よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第4条の規定による一時転用に関する件を議題と致します。
 それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第4号です。

資料4をご覧ください。

本件は農地法第4条による一時転用の申請です。

始めに、資料4の1について説明します。
本件は農地法第4条の申請となりますので、
申請者は、資料に記載のとおりです。

次に2番について説明します。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3番について説明します。
申請の理由は、仮設事務所、井戸、電柱等の設置及び資材置場、駐車場のためです。
一時転用の時期は、令和7年4月1日から令和9年1月31日までです。

次に5番について説明します。
所要額は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定は無く、10ha未満の農地で、成田用水の受益地では無いため「第2種農地」と判断出来ると思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われる、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長 議案第４号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第４号を採決します。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

議 長 よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第5号、令和7年第2次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第5号です。
本件は、令和7年2月25日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。
資料を1枚めくっていただき、整理番号一覧をご覧ください。
利用権の新規設定2件、再設定が1件、合計面積が13,276㎡です。
詳細な内容については書記より説明いたします。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

議 長 次に「その他」でございます。
事務局より説明をお願いします。

次 長 その他の報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。
 （意見なし）

議 長 以上をもちまして、令和7年3月芝山町農業
 委員会定例総会を閉会いたします。委員の皆様、
 お疲れ様でございました。